青少年・市民スポーツ特別委員会資料

(青少年関係事業の現況について)

平成20年6月23日

こども青少年局

教育委員会

# 青少年関係事業の現況について

こども青少年局

こども青少年局では、青少年の自立への支援と健全な成長に向け、青少年の自立支援 や青少年育成施策等を推進してまいります。

また、次代の社会を担う児童が心身ともに健やかに育成されるよう、安全で快適な放課後の居場所の確保をめざして「放課後キッズクラブ事業」、「はまっこふれあいスクール事業」等を実施してまいります。

## 1 青少年の自立支援の推進

(1) よこはま若者サポートステーション運営事業

無業やひきこもり状態にある青少年、及びその保護者を対象とした総合相談や、職業的自立に向けた継続的支援を行う「よこはま若者サポートステーション」の実施主体に対し、運営費を補助します。

ア 運営主体

NPO法人ユースポート横濱

イ対象

15歳以上35歳未満の青少年及びその保護者

- ウ事業内容
  - ・職業的自立に向けた総合相談
  - ・臨床心理士による個別相談
  - ・体験プログラムの実施
  - ・保護者セミナー・保護者サロンの実施

## (2) 青少年相談センターの運営

青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行います。

また、「ユースサポーター訪問事業」や「社会参加・就労体験事業」等の重点事業を引き続き推進します。

ア ユースサポーター訪問事業

ひきこもり状態にある青少年を大学生などが訪問

イ 社会参加・就労体験事業

ひきこもり状態からの回復期にある青少年の社会参加・就労体験の機会づくり

## (3) 地域ユースプラザ設置運営事業

青少年相談センター及びよこはま若者サポートステーションの支所的機能を有し、 地域において無業やひきこもり状態にある青少年を支援していく「地域ユースプラ ザ」を設置し、運営費を補助します。

#### ア 設置か所

2か所(うち平成20年度新設 1か所 ※平成22年度までに4か所設置)

イ 運営主体

青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定

ウ対象

概ね15歳から35歳未満の青少年及びその家族

- 工 事業内容
  - ・地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等)
  - ・ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
  - ・社会体験・就労体験プログラムの実施
  - ・地域の関係支援機関、区役所との連携及び地域ネットワークづくり

# (4) よこはま型若者自立塾

無業やひきこもり状態にある青少年を対象に、豊かな自然の中での共同生活を通じて社会参加や就労に向けた支援を行う「よこはま型若者自立塾」を「山梨県道志村」で展開し、運営費を補助します。

# ア 事業開始

平成20年9月

イ 運営主体

青少年の自立支援に取り組んでいるNPO法人等を選定

ウ対象

概ね15歳から35歳未満の青少年(対象者の年齢や状態に合わせて、実施期間を設 定していきます。)

## 工 事業内容

自然の中で生活のリズムを取り戻し、体力を回復することで、社会参加や就労を 目指す。

### 【体験活動の例】

- ・間伐材などを利用した物作りや販売
- ・農作物の生産、販売
- ・木工、陶芸、炭焼き

## 2 青少年育成施策の推進

(1) 青少年の地域活動拠点づくり

中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、さまざまな体験等を行う地域活動拠点を、区と連携して設置します。

ア 設置か所

5か所(うち平成20年度新設 3か所)

イ 設置場所

商店街の空き店舗、ビルの空きスペースなどを活用

ウ 運営主体

青少年育成活動に実績のあるNPO法人等を選定

工 整備内容

拠点スペース借り上げ、設備・備品整備

才 運営支援内容

事業運営費、光熱水費等の補助

- カ 拠点での活動内容
  - ・読書、学習など自由に過ごす場
  - ・語り合いなどを通じた仲間や異世代との交流
  - ・地域の大人との共同作業によるものづくりなどの体験
  - ・活動拠点を店舗にした、商品販売や店舗経営の体験
  - ・地域の清掃活動やフリーマーケットなど、青少年自らの事業企画、運営

#### (2) 思春期問題への取組

「思春期における人間関係とコミュニケーション」をテーマの中心とし、青少年が 抱える課題の把握、対応策の検討や、啓発事業などに取り組みます。

ア 思春期問題連絡会

青少年が抱える課題や問題行動に対応するための取組について、検討を行います。

イ 思春期問題出前講座

地域における講座等に、青少年に関する知識の豊富な講師を派遣し、啓発を行います。

ウ 啓発リーフレットの作成

青少年自身及び大人が、青少年が抱える問題や課題への理解を深め、対応してい くことを目的に、市民向けの啓発リーフレットを作成します。

# (3) 青少年を育む環境づくり

青少年育成に携わる団体などの支援を行うとともに、青少年を取り巻く社会環境の 健全化に向けた取組を行います。

ア 青少年育成者への支援 青少年指導員事業、青少年関係団体への補助

- イ (財) 横浜市青少年育成協会の運営支援
- ウ 青少年の有害環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策、青少年の深夜外出防止対策

# (4) 青少年関係施設の運営

青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。

ア 青少年施設(指定管理者:財団法人横浜市青少年育成協会)

施設名	所在地
横浜市青少年交流センター	西区老松町 25
横浜市野島青少年研修センター	金沢区野島町 24-2
横浜市青少年育成センター	中区住吉町 4-42-1 関内ホール地下 1・2 階
横浜こども科学館	磯子区洋光台 5-2-1

# イ 青少年野外活動センター(指定管理者:財団法人横浜市体育協会)

施設名	所在地
横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町 3-1
横浜市くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町 1380
横浜市こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町 65-1
横浜市道志青少年野外活動センター	山梨県南都留郡道志村 9010-2 他

## 3 放課後児童育成施策の推進

## (1) 放課後キッズクラブ事業

小学校施設を活用し、すべての児童を対象に、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね 備えた安全で快適な放課後の居場所づくりを進めます。

実施か所数	48か所	48か所(平成20年4月現在)		
	$\downarrow$	20年度中 16か所開設		
	64か所	(9月:5か所、3月:11か所)		
登録児童数	13,095人(平成20年4月現在)			

# (2) はまっ子ふれあいスクール事業

小学校施設等を活用して、すべての児童を対象に遊びを通じた異年齢児間の交流を 促進することにより、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成 を図ります。

平成19年度に引き続き開設時間の延長やおやつの提供等を行う充実型を実施します。

実施か所数	301か所	小学校298か所、特別支援学校3か所
	(うち充実型 27 か所)	(平成 20 年 4 月現在)
	$\downarrow$	
	285か所	20年度中16か所がキッズクラブに移行
	(うち充実型 23 か所)	
登録児童数	72,305人 (平成20年4月現在)	

# (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。

実施か所数	179か所	(平成20年4月現在)
登録児童数	6,080人	(平成20年4月現在)

# (4) プレイパーク支援事業

地域の方々が中心となって、公園等の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動を支援します。

実施か所数	9か所	9か所(平成20年4月現在)	
	<b>↓</b>	20年度中 3か所開設	
	12か所		
利用者数	延べ58,7	91人 (平成19年4月~20年3月)	

## 4 児童相談所の運営と児童虐待防止対策

児童相談所では、児童(18歳未満)が心身ともに健やかに育てられるように、あらゆる相談を受け、児童及び家庭の調査や医学的、心理学的判定を行い、これらをもとに指導・援助するとともに、施設への措置及び一時保護等を行っています。

	所 在 地	所 管 区 域
中央児童相談所※	南区浦舟町 3-44-2	5区(鶴見・神奈川・西・中・南)
西部児童相談所	保土ケ谷区川辺町 5-10	4区(保土ケ谷・旭・泉・瀬谷)
南部児童相談所	磯子区洋光台 3-18-29	5区(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)
北部児童相談所	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	4区(港北・緑・青葉・都筑)

<sup>※</sup>青少年相談センター併設

## (1) 相談事業

来所、電話による相談事業を行っています。 <平成19年度相談処遇件数> 14,325件

# (2) 一時保護件数

一時保護件数 785件、 平均保護日数 41.7日(平成19年度)

## (3) 児童虐待防止対策

児童に関わる機関との連携と協力に努め、児童虐待の早期発見・早期対応、再発 防止や深刻化防止のための在宅支援の強化等に取り組みます。

ア よこはま子ども虐待ホットラインの運営

児童虐待等の通報相談に365日24時間フリーダイヤルで対応します。

#### イ 被虐待児童支援強化

性的虐待等の被害児童への支援は、高度な専門性と慎重な対応を要するため、 専門家による面接等を実施します。

ウ 弁護士、医師等の専門家による対応強化等

支援が困難な事例について専門家による法的・医学的助言等を受け、虐待対応の強化を図ります。

#### 工 養育支援家庭訪問

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童 相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)やヘルパーを派遣し、相談や 家事支援を行います。

## オ 児童虐待防止の広報・啓発

11月に実施する「こども虐待防止キャンペーン」等により、児童虐待防止について市民に対する広報・啓発活動を行います。

#### カ 関係機関の連携強化と人材育成

地域の関係者や児童相談所・区福祉保健センター職員への研修等により、専門性の向上を図るとともに、児童虐待防止のための連絡協議会を開催、運営します。

## キ よこはまチャイルドラインへの運営費補助

子どもの電話相談に実績のあるNPO法人「よこはまチャイルドライン」へ運営費の補助を行います。

# 5 要保護児童対策

児童福祉法に基づき、家庭環境等の理由により、保護が必要とされる児童をそれぞれの状況に応じた施設に入所させ、または里親に委託し保護しています。

# (1) 施設への措置等の状況

(平成20年3月1日現在)

施設種別	対象及び目的	施設数	定員	措置等人員
母子生活支援施設	支援が必要な配偶者のない 母とその子を入所させ保護 し、自立促進のための生活支 援など母と子の福祉を図りま す。	19 (11)	164 世帯	159 世帯
児 童 養 護 施 設	保護者のない児童、虐待されている児童や養育環境上保護が必要な児童を入所させ、自立を支援します。(施設分園型ファミリーグループホーム2ホームを含む)	20 (13)	556 人	528 人
児童自立支援施設	不良行為を行った、または 将来不良行為を行うおそれの ある児童及び生活指導等を要 する児童の自立を支援しま す。	6 (4)	46 人	39 人
情緒障害児 短期治療 施 設	家庭や学校での人間関係が 原因となって情緒面から生活 に支障をきたし、社会適応が 困難になっている児童を短期 間入所させて治療し、社会適 応を回復させます。	1	通所 15人 入所 44人	通所 15 人 入所 37 人

( )内は本市所管外で内数

# (2) 母子生活支援施設緊急一時保護事業

様々な家庭の事情から支援を必要とする母子世帯を保護し、自立に向け援助を行います。

- ・実施施設 4か所
- · 定 員 12世帯

# (3) 児童福祉施設の整備

# ア新規整備

施設種別	児童養護施設	児童養護施設
施設名	杜の郷	ポート金が谷(仮称)
設置法人	社会福祉法人 杜の会	社会福祉法人 くるみ会
所 在 地	泉区岡津町	旭区金が谷
敷地面積	2, 500 m <sup>2</sup>	1,800 m <sup>2</sup>
定員	30人	30人
整備計画	平成 19 年度 実施設計	平成 19 年度 法人選定
		基本設計
	平成 20 年度 工事着工	平成 20 年度 実施設計
	工事竣工	工事着工
	平成 21 年度 開所(予定)	平成 21 年度 工事竣工
		開所(予定)

### イ 改築整備

施設種別	児童養護施設
施設名	聖母愛児園
設置法人	社会福祉法人 キリスト教児童福祉会
所 在 地	中区山手町
定 員	96人(20人增)
整備計画	平成 19 年度 工事着工(仮設・解体工事・建設)
	平成 20 年度 工事
	平成 21 年度 工事竣工、新定員で開所(予定)

# (4) 地域小規模児童養護施設の整備

被虐待児などを地域の民間住宅等を活用して少人数の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい養育を行う地域小規模児童養護施設について、2か所(定員12人)増設します。

- ・実施施設 1か所 定員6人(平成20年5月1日現在)
- (5) 里親委託及びファミリーグループホーム事業

## ア 里親委託

里親の拡充を図るため、里親への支援として里親対応専門員による相談日数の増加、ヘルパー派遣時間帯の拡大、及び里親向けの研修を充実させます。また、里親制度をより広く周知するため、10月の里親月間を中心とした広報活動を実施します。

- ・里親対応専門員 4名、週5日(前年度:4名、週2日)
- ・ヘルパー派遣 利用時間9時~22時(前年度:9時~17時)

## イ ファミリーグループホーム

虐待を受けた児童や、支援の困難な児童に対して、専門的なケアを行いながら、 家庭的な雰囲気の中で養育を行うファミリーグループホームに対して、運営の支援など、事業の推進を図ります。

## 6 児童福祉審議会

児童等の福祉に関する事項を調査・審議し、また、答申等を行います。

·委員数 20人(第26期 任期 平成18年11月1日~20年10月31日)

#### <審議事項>

- ・里親認定等に関すること。
- ・家庭保育福祉員の認定に関すること。
- ・児童の施設入所等の措置の決定及び解除等に関すること。
- ・障害児の福祉に関すること。

# 青少年関係事業の現況について

# 教育委員会

不登校、子どもの体力低下、規範意識や自立心の低下などへの対応が求められる中、 豊かな心と健やかな体を育てる教育の充実や不登校対策の強化を図るとともに、地域 と連携した子どもの健全育成に、引き続き取り組んでまいります。

#### 1 豊かな心と健やかな体を育てる教育の充実

(1) 体験を通して実践的に学ぶ自然・社会体験学習等の推進

ア 心の教育ふれあいコンサート

小学校全校及び特別支援学校小学部を対象に横浜みなとみらいホールにおいて、コンサートを実施します。

日程:平成20年9月~10月(計10日間)参加児童数:約30,000人

## イ よこはま子ども国際平和プログラム

国際平和に対する意識を高め、実践的態度を育てるため、スピーチコンテストを実施し、各学校へ「よこはま子ども国際平和募金」を呼びかけます。また、「よこはま子どもピースメッセンジャー」を国連等に派遣します。

・スピーチコンテスト

日程:平成20年6月~8月 参加者数:約48,000人

- ・よこはま子ども国際平和募金 (19年度募金額:16,992,563円)
- ・よこはま子どもピースメッセンジャー国連派遣 スピーチコンテスト市長賞受賞者〔小中各2名(予定)〕を派遣

#### ウ 読書活動の推進

子どもたちの豊かな感性を育むため、学校・家庭・地域ぐるみで読書活動を 推進します。

- ・「まちとともに歩む読書活動推進校」の設置20年度推進校 小学校57校 中学校15校 計72校
- 「読書活動年間指導計画」作成の推進
- ・子ども読書コーディネーターの養成(20名程度)
- ・読書ボランティアの学校図書館への導入支援
- ・ 学校図書館の蔵書整備の促進

# エ 子どもの体力向上策の推進

全小中学校で体力テストを実施し、その結果を体育の授業改善等に活用します。また、学校・家庭・地域が連携した体力づくりを推進するため、体力向上推進拠点校を設置します。

・子どもの体力向上推進拠点校 小学校 18校(各区に1校)

## オ 部活動等の活性化

部活動の活性化を図るため、地域人材の協力や地元大学との連携により外部 指導者を派遣します。

- ・中学校部活動指導者の派遣地域と連携した外部指導者の派遣派遣回数:年60回を上限
- ・大学連携部活動等派遣事業 大学と連携し、中学校の部活動や小学校の体育の授業へ実技指導者を派 遣(都筑区、青葉区で実施)

# カ 体験活動の推進

心身共に健康でたくましい児童生徒の育成を図るため、小学校での宿泊体験 学習や中学校での自然教室を推進します。また、豊かな自然環境の中での長期 宿泊体験事業をモデル実施します。さらに、勤労観等を実践的に学ぶため、中 学生の職場体験等を推進します。

- ・小学校宿泊体験学習 4年生及び5年生
- ・中学校自然教室 1年生又は2年生
- ・「農山漁村におけるふるさと生活体験」推進事業 農家での宿泊を含む長期宿泊体験(4泊5日)モデル実施 小学校4校
- ・職場体験等 中学生の職場体験、清掃活動・福祉施設でのボランティア活動を実施

#### (2) 家庭教育の充実支援

## ア 家庭教育学級

保護者自身が家庭教育の重要性を学ぶ機会を提供するため、地域や保護者の実態に対応した「家庭教育学級」を実施します。

## 家庭教育学級

・区(18)、高校部会、特別支援学校部会 20学級

·中学校区単位 145学級

・その他各学校単位で実施 70学級

#### イ 「おやじの会」支援事業

父親の家庭教育参加を促すため、親子ふれあい活動事業や、おやじの会紹介イベントの開催など、「おやじの会」支援事業に取り組みます。

・親子ふれあい事業 40団体

・おやじの会紹介イベントの開催 11月(予定)

## (3) いじめ対策の充実強化

#### ア 児童・生徒指導

教師の指導力向上に向け、各校種ごとの協議会や研修を開催するとともに、 関係機関との連携を図りながら、児童・生徒の非行等の問題行動の防止に努め ます。

- ・児童指導体制強化研究モデル校の設置(18校)
- ・いじめ等の克服に向けた社会的スキル育成のための指導プログラムの作成
- 各校種ごとの協議会・研修の開催
- ・家庭・地域・関係各機関との連携の強化
- ・児童・生徒の非行等問題行動防止及び健全育成

#### イ いじめ110番

夜間や休日の相談にも対応するため、365日24時間体制、フリーダイヤルで有人対応により実施します。

・フリーダイヤルの番号を記載した「相談カード」を全児童生徒に配布

#### (4) 相談・指導体制の強化

ア 教育総合相談センター(教育文化センター)における教育相談 複雑・多様化する相談に対応するため、「一般教育相談」、「いじめ110 番」、「専門相談」など、総合的な教育相談を実施します。

#### イ 区教育相談

各区の福祉保健センターに教育相談員等を配置し、「子ども家庭支援相談」 を行うとともに、区内の学校を訪問して、教育相談等を行います。

- ・教育相談員(各区1名)、学校カウンセラー(各区2名、中区・西区は1 名)による相談
- ・区福祉保健センターにおける子ども家庭支援相談
- ・学校訪問による相談

## ウスクールカウンセラー活用

いじめや不登校などの問題解決のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして全中学校及び一部の小学校、高等学校に配置します。

- ・小学校4校、中学校145校(全校)、高等学校3校(計 152校)
- ・学校規模等に応じたカウンセラーの重点配置

## エ 小中連携型カウンセラー配置

同一カウンセラーが中学校及び学区、近隣の小学校における相談にも対応する小中連携型カウンセラーを全区40中学校区に配置し、教育相談における小中連携を進めてまいります。

- オ 児童生徒が事件・事故に巻き込まれた場合の心のケア体制の充実 緊急対応に関する自主研修等を行い、支援体制の強化を図ります。
- カ カウンセラーアドバイザーの配置 カウンセラーの問題解決や資質向上への支援にあたります。
- キ スクールソーシャルワーカーの活用

多様化する児童生徒の問題行動等の解決に向けて、児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)への働きかけや福祉施設等関係機関との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーを試行的に配置します。

- ・国から県への調査研究委託事業
- ・本市では2名を4地域(4小学校区)に配置

## 2 不登校対策としての校内指導体制の確立や再登校支援

- (1) 不登校対策の充実
  - ア 横浜教育支援センターの運営

より多くの児童生徒が再び登校できるよう支援するため、ハートフルフレンド家庭訪問事業やハートフルスペース、ハートフルルームの運営を行います。

- ・ハートフルフレンド家庭訪問 大学生や大学院生による児童生徒の訪問 心理・教育等の専門家による学生等の指導と保護者支援
- ・ハートフルスペース(適応指導教室) 関内、都筑
- ・ハートフルルーム(相談指導学級) 小学校2校、中学校6校
- ・支援体制の充実 支援アドバイザー・訪問相談員の配置

#### イ 不登校予防対策推進

各学校における相談機能を高めるとともに、不登校を予防するためカウンセラーが児童生徒、保護者との相談や教職員への助言を行います。

- ・学校訪問による相談【再掲】
- ・スクールカウンセラー活用【再掲】
- ・ 9 月末調査、年度末調査による実態把握
- ・指導主事による予防・対応研修の実施
- 親の集い

不登校に悩む保護者を対象に年6回開催

#### ウ 保健室登校子ども支援

保健室登校の児童・生徒がいる市立小中学校へ養護教諭有資格者を派遣します。

派遣回数:1,000回

## (2) 教職員等を対象とした対策

ア スクールスーパーバイザー派遣

教育・心理等の専門家を派遣し、相談・助言を通して教員の問題解決能力を 向上させるとともに、学校の相談機能の充実を図ります。

- ・教育・心理等の専門家による教員への相談・助言
- ・カウンセラーアドバイザーによるカウンセラー等への支援、助言

## イ 教職員研修等

児童生徒指導に係わることの多い養護教諭を対象とした「保健室カウンセリング研修」等を開催します。

- ・保健室カウンセリング研修 全校種の養護教諭を対象に、区単位ごとに実施
- ・健康相談活動実技講座全校種の養護教諭を対象に、健康相談活動の実技講習会を実施(8月)
- ・学校教育相談講座全校種の教諭、養護教諭を対象に、連続2日間講座
- ・不登校児童生徒理解研修 教職員を対象に、演習を通して実践的な研修を年8回実施 (うち2回保護者も参加)
- 教職員向け不登校予防ハンドブック作成・配布4回(6月、9月、12月、21年2月)

# 3 生涯学習社会の実現や地域との連携による取り組み

(1) 地域の学習拠点としての学校の活用

#### ア 学校開放

地域における文化活動やスポーツ活動を推進するため、校庭、体育館や図書室等の特別教室の開放を行います。

- 校庭・体育館 498校
- •図 書 室 174校
- ·音楽室等特別教室 86校

## イ クラブ型組織による新たな運営方式の実施

18年12月の「学校開放のあり方検討委員会」の提言の具現化に向け、地域住民による自主的な運営を進めるために、クラブ型組織による運営を、19年度の2区(港南区・緑区)に引き続き、20年度は西区など6区で、また、22年度までに全区で実施します。

# ウ 学校施設活用型コミュニティハウス

青少年を含めた地域の方々の身近な生涯学習や地域活動の場として開設します。

開設校数 85校

# (2) 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業

市民団体やボランティアによる子どもたちへの多様な学習・体験機会の提供を 支援します。

・「みんなで育てるハマの子ども」ネットワーク協議会の支援

## (3) その他の事業

ア 「成人の日」を祝うつどい

「成人の日」を迎えた市民に対して、大人になることの自覚を促すための記念行事を実施します。

実施日:平成21年1月12日(月・祝)

会場:横浜アリーナ 午前・午後の2部方式で実施予定

## イ PTAの振興

役員研修などの事業により、PTA活動の支援を行います。

- PTA役員研修事業
- · PTA指導者研修補助金
- · PTA活動補助